

医療対策の改善は、医療保険制度や公的扶助制度全体の体系の中で処理されるべき問題であろうが、ここでも老人の位置づけをもっと高める必要があると思われる。

む す び

老人人口は、今後益々増加を続け、60歳以上人口比率21%をもって21世紀を迎えることとなる。

以上みたように老人をとりまく諸問題の深さと広がりには想像以上のものがあり、それは年1年とその深刻さを増している。まさに今こそ老人問題を真正面から取り上げ、それに対応する政策を確立すべき時といわなければならない。この場合、これまでみられたように、関係者達が自分達にとってこなし易い問題だけを部分的に取上げる態度とか、抽象的に人口構造の変革を指摘するだけに終始する態度などからすみやかに脱皮することは何にもまして必要である。これからわが国の直面する老人問題の広さと深さを考えれば、この際の急務は先ず政府自身がこの問題を全体的かつ長期的に展望し、その対策を総合的かつ計画的に考える態勢を整備することである。しかし、同時に考えるべきことは、この問題の解決は、政府だけで行なえることでもないし、行なうことでもないということ、言葉の最も厳密な意味において政府、企業、家族、コミュニティ及び老人本人の完全な協力のどれが欠けても望ましい解決に達しがたいということである。

以上はわれわれ小委員会の委員が現在入手することのできる資料を利用しつつ各自の持っている知識を持ちより討議した結果得られた結論の概要である。何分短時間のことであるため掘り下げの足りないところもあるが、老人問題の全貌を正視して分析したつもりである。今後、当審議会において、さらにこの問題の調査審議を深めて、政策と結びつけていく努力がなされることが必要であり、この報告がその契機となることを希望する。

2.3. 中央社会福祉審議会老人福祉専門分科会

老人ホーム・老人向住宅の整備拡充に関する意見 (43.4.22.)

中央社会福祉審議会は、さきに「老人福祉施策の推進に関する意見」を具申したところであるが、最近におけ

る情勢にかんがみ、さらに、次の諸点に改善すべき点が認められたので、早急にその対策を講じるよう、意見具申する。

- 1 老人ホームの整備拡充について〔略〕
- 2 軽費老人ホームの改善について〔略〕
- 3 老人向住宅の方向について

昭和39年度以来、第二種公営住宅として老人世帯向住宅が建設されてきたが、いまだその設置が促進されていないので、さらにいっそうその趣旨の徹底を図るとともに、今後においては、さらに第一種公営住宅にも老人世帯向住宅を建設することが必要である。

老人と子ども夫婦との同居・別居の状態をみると、老人の大半は子ども夫婦と同居しているが、住宅事情のために別居を余儀なくされている場合も少なくない。したがって、公営住宅及び公団住宅に老人のための居室を考慮した住宅を建設し、老人のいる世帯については、とくに住宅困窮度の高いものとして、住宅当選率を一般世帯よりも有利にすることが必要である。

次に、子ども夫婦と別居する老人については、子ども夫婦の近くに生活したいという希望が強いので、相互のプライバシーを尊重しつつ、しかも互いに生活を協力し合うという観点から、子ども夫婦と緊密な連絡のとれる住宅を優先して老人に充てることが望ましい。

また、以上のような視点から単身老人のうち経済的にも身体的にも自力で生活できるものについては、老人世帯向公営住宅に単身入居の便を図る等の措置が必要である。

さらに、老人向住宅の建設にあたっては、なるべく住宅の一階をこれにあてるほか、浴室、便所及び階段等については、老人の身体的、精神的ハンディキャップに応じた配慮が必要である。

以上のような住宅対策を推進すると同時に、最近激増しつつある高齢者世帯の中には、身体の不自由な者、病弱者も少なくないので、ホーム・ヘルパー及び巡回相談員等の制度を拡充して、積極的にその居宅福祉を推進する必要がある。